

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての社員がその能力を発揮できるように、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの 5年間
2. 内容

<目標1> 男性従業員が育児休業を取得したり、子育てに参加しやすい環境を作る。

未就学児子育て男性従業員の育児休業取得3人とする

2024年度未就学児子育て男性従業員の育児休業取得実績ゼロ、未就学児数13人

<対策>

- 令和7年 4月～ 対象社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和7年10月～ 各部門における休業者の業務カバー体制の協議
- 令和8年 1月～ 前年度全社男性従業員の育児休業実績の共有
- 令和8年 4月～ 育児休業推進のための勤務制度の検討実施

<目標2> 時間外労働の削減を目指す。

2024年度フルタイム労働者の総残業時間37,020時間の20%削減  
年間29,616時間未満とする。

<対策>

- 令和7年 4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和8年 1月～ 前年度拠点単位残業実績の共有  
所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和8年 2月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- 令和9年 1月～ 一斉定時退社日週2日設定